

青森県報

第三千二百五十五号

平成二十二年
六月二十八日
(月曜日)

目次

訓 令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……一

告 示

証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更……………(会計管理課) ……二
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(下北地域) ……二
公 告……………(県民局) ……二

パーソナルコンピュータ賃貸借(二十二年第一回)契約に係る一般競争入札……………(情 システム課報) ……三

人事委員会

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇の一部を改正する規則)……………(職員課) ……四
人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則)……………(同) ……五

公営企業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………(病院局) ……六

訓 令

青森県訓令甲第二十八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程(昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

別表中

中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む)を養育する職員が、その子の看護(負傷し)又は疾病にかかつたその子の世話を行うことをいう)のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇

を

中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む)を養育する職員が、その子の看護(負傷し)又は疾病にかかつたその子の世話を行うことをいう)のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇
職員(勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)第十五条第一項に規定する要介護者の介護)その他の事由が定められること(職員が当該世話をしたために勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇)

に、

地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避する場合に与えられる休暇

職員が退勤途上における身体の危険を回避する必要があると認められるときに与えられる休暇

職員の保護する乳幼児が母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第十二条若しくは第十三条に規定する健康診断、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断又は予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する予防接種を受ける場合で、当該職員の介助が必要と認められるときに与えられる休暇

地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する必要があると認められる場合

一日、
半日又
二時

を

に改

め、同表の備考一中「休暇及び」を「休暇、」に、「又は疾病にかかった」を「若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして知事が定める」に、「休暇を」を「休暇及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十五条第一項に規定する要介護者の介護その他の知事が定める世話を行う職員が、当該世話を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇を」に改める。

附 則

- この訓令は、平成二十二年六月三十日から施行する。
- この訓令の施行の日前に使用された改正前の青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程表に規定する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇については、改正後の同規程表に規定する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして知事が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇として使用されたものとみなす。

告

示

青森県告示第四百二十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり

変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十二年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

つがる市森田町床舞緑野一〇の一七

西郡食品衛生協会

二 変更内容

1 変更前の住所及び売りさばき場所

西津軽郡鰯ヶ沢町大字米町二五の一

2 変更後の住所及び売りさばき場所

つがる市森田町床舞緑野一〇の一七

青森県告示第四百三十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧																
<table border="1"> <tr> <th>加入区 の名称</th> <th>発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名</th> <th>期 間</th> <th>場 所</th> </tr> <tr> <td>関根浜</td> <td>むつ市大字関根字前浜四三番地三七 四ツ谷 英巳</td> <td>平成二十二年 六月二十八日 から同年七月 十二日まで</td> <td>関根浜漁業 協同組合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>むつ市大字関根字前浜三〇番地 村中 光嘉</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>むつ市大字関根字前浜一四番地一 二本柳 邦博</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入区 の名称	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間	場 所	関根浜	むつ市大字関根字前浜四三番地三七 四ツ谷 英巳	平成二十二年 六月二十八日 から同年七月 十二日まで	関根浜漁業 協同組合		むつ市大字関根字前浜三〇番地 村中 光嘉				むつ市大字関根字前浜一四番地一 二本柳 邦博			
加入区 の名称	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間	場 所														
関根浜	むつ市大字関根字前浜四三番地三七 四ツ谷 英巳	平成二十二年 六月二十八日 から同年七月 十二日まで	関根浜漁業 協同組合														
	むつ市大字関根字前浜三〇番地 村中 光嘉																
	むつ市大字関根字前浜一四番地一 二本柳 邦博																

公 告

パーソナルコンピュータ賃貸借（二十二年第一回）契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

パーソナルコンピュータ 一式

二 賃貸借期間

平成二十二年十月一日から平成二十七年九月三十日まで（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備

されていることを証明した者であること。
五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十二年七月十六日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限

平成二十二年八月九日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室

平成二十二年八月十一日 午後三時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち六か月分に相当する金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十二年度の契約金額とする。ただし、平成二十三年度から平成二十六年度までの契約金額は落札価格に十二を乗じた額を六で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、平成二十七年の契約金額は落札価格と同額とする。

SUMMARY

I Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Personal Computer I set

(2) Specification and quantity of other

products will be referred to a bid

explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p. m. August 9, 2010

3 Contact point for the notice:

System Management Section

Information Systems Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9160

人事委員会

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十八日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第六条の二中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第六条の八第一項第二号ア中「又は警察署」を「警察署又は警察学校」に改め、同条第二項中「勤務時間条例第八条の三第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第六条の九第一項中「同項」を「同項又は同条第三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第六条の九第二項及び第三項中「勤務時間条例第八条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「同条第二項又は第三項」に改め、同条第五項中「勤務時間条例第八条の三第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第六条の十第一項各号列記以外の部分中「勤務時間条例第八条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項中「勤務時間条例第八条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項第二号中「子が」の下に「、勤務時間条例第八条の三第二項の規定による請求にあつては三歳に、同条第三項の規定による請求にあつては」を加える。

第六条の十一中「第四号並びに」を削り、「する要介護者」の下に「(以下「要介護者」という。)」を加え、「、同条第二項」を「、第六条の九第一項中「同項又は同条第三項」とあるのは「同条第三項」と、ならない。この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第二項、第三項及び第五項並びに前条第一項及び第二項中「勤務時間条例第八条の三第二項又は第三項」とあるのは「勤務時間条例第八条の三第三項」と、第六条の九第二項及び第三項中「同条第二項又は第三項」とあるのは「同項」と、前条第二項に改め、「第一号」との下に「、これら」とあるのは「同条第三項」とを加える。

第十二条第一項第十五号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の下に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話」を、「五日」の下に「(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日)」を加え、同項中第二十二号を削り、第二十一号を第二十二号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 要介護者の介護その他の人事委員会が定める世話を行う職員が、当該世話を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年において五日

(要介護者が二人以上の場合にあつては、十日)の範囲内の期間

第十二条第二項中「第十五号」を「第十六号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年六月青森県条例第二十七号) 附則第二項の規定による請求を行おうとする職員は、改正後の人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇) (以下「改正後の規則」という。) 第六条の三第一項又は第六条の九第一項の規定の例により、請求を行うことができる。

3 この規則の施行の日前に使用された改正前の人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇) 第十二条第一項第十五号の休暇については、改正後の規則第十二条第一項第十五号の休暇として使用されたものとみなす。

人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十八日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条、」及び「、第十一条」を削る。

第二条を削る。

第三条第一号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の下に「(平成三年法律第一百十号)」を加え、同条第四号中「、第二号及び第四号」を「から第三号まで」に改め、同条を第二条とする。

附 則

第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。

公 営 企 業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年六月二十八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第六号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。）」を削り、同項各号を削る。

第九条第二項中「第八条」を「前条」に改める。

第十二条第二項中「第十一条」を「前条」に改める。

第十三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「正規の勤務時間以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下「時間外勤務」という。）」を「時間外勤務」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

管理者は、三歳に満たない子を養育する職員が、その子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下「時間外勤務」という。）をさせてはならない。

第十四条第一項中「前条第一項」の下に「又は第一項」を、「ならない」の下に「この場合において、同条第一項の規定による請求に係る期間と同条第二項の規定によ

る請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」を加え、同条第二項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同条第三項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条」を「これらの規定」に改め、同条第五項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第六項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第七項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項第二号中「子が」の下に「前条第一項の規定による請求にあつては三歳に、同条第二項の規定による請求にあつては」を加える。

第十五条第二項中「及び第四号並びに第七号」を削り、「同項第一号中」を「同条第一項、第二項、第三項、第五項、第六項及び第七項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第二項」と、同条第一項中「ならない。この場合において、同条第一項の規定による請求に係る期間と同条第二項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第二項及び第三項中「同条第一項又は第二項」とあるのは「同項」と、同条第六項第一号中「に改め、「第二号」と」の下に「、「これら」とあるのは「同項」と」を加える。

第二十一条第一項第十五号中「含む」の下に「以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「行うこと」の下に「又は疾病の予防を図るために予防接種又は健康診断を受けさせること」を、「五日」の下に「（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）」を加え、同項中第二十二号を削り、第二十一号を第二十二号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 第二十二条第一項に規定する要介護者の介護、通院等の付添い又は要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行う職員が、当該世話を行うために勤務しないことが相当と認められる場合 一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内

第二十一条第二項中「第十五号」を「第十六号」に改める。

第四十二条第七項第四号を削る。

別表第五中

中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、
職員の勤務時間、休日及び休暇の適用を受ける職員の例による。

<p>職員の保護する乳幼児が母 子の健康法(昭和四十二年法律 第四十一号)第十三条規定する 健康診査(昭和三十三年法律第 六号)第三十一条に規定する 健康診断又は予防接種 八号)第三十一条に規定する 予防接種を受ける場合 です。当該職員を介助する必要 と認められるときは与えら</p>	<p>地震、水害、火災その他の 災害又は交通機関の事故等 により出勤することが著し く困難である場合に与えら れる休業</p>	<p>第二十二條第一項に規定す る要介護者の介護、通院等 の付添い又は要介護者が介 護のために必要となる代行者 のための必要となる世話を 行つた職員が、当該世話を 行つたために認められる場合 に与えられる休業</p>	<p>中学校就学の始期に達する までの子を養育する職員が、若 しくは疾病にかつたその 子の世話を行うこと又はその 子の予防を断るために予 接種又は健康診断を受けさ せることを断る場合であ る勤務しないことが相当であ ることを認められる場合に与え られる休業</p>	<p>その子の看護(負傷し、又 は疾病にかつたその子の 世話を行うこと)を認めら れる場合相 当であること に与えらる る休業</p>
<p>間は半一日、 一日又は 時又</p>			<p>職員 の勤務時間、休日及び休 暇の適用を受ける職員 の例による。</p>	

を

に

を

<p>第一号様式、第九号様式、第九号様式の二、第十号様式、第十一号様式の(表)及び第十二号様式を次のように改める。</p>	<p>同表の備考一中「休暇及び」を「休暇、」に、「又は疾病」を「若しくは疾病」に改め、「行うこと」の下に「又は疾病の予防を図るために予防接種又は健康診断を受けさせること」を、「与えられる休暇」の下に「及び第二十二條第一項に規定する要介護者の介護、通院等の付添い又は要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う職員が、当該世話をを行うために勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる休暇」を加える。</p>	<p>地震、水害、火災その他の 災害又は交通機関の事故等 により出勤することが著し く困難である場合に与えら れる休業</p>	<p>れる休業</p>
		<p>に改め、</p>	

第1号様式(第8条・第11条・第14条関係)

早出運出勤務請求書
 深夜勤務制限請求書
 時間外勤務制限請求書

請求年月日 年 月 日

青森県病院事業管理者 殿

次のとおり 養育 介護 のため 早出運出勤務の制限 深夜勤務の制限 時間外勤務の制限 (第13条 第1項 第2項)

請求者 所属名 氏名

1 請求に係る子又は要介護者	氏名	(要介護者の続柄：)		
	子の生年月日	年 月 日	日生	(<input type="checkbox"/> 出産予定日)
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日	日生	

2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 有 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間 <input type="checkbox"/> 無
---------------------------	---

3 要介護者の常態及び具体的な介護の内容	
----------------------	--

4 請求に係る期間	早出運出勤務	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日	曜日
	深夜勤務制限	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎週	
5 請求に係る早出運出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由	時間外勤務の制限	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 年 月 月 (12月に満たないものに限る。)	(理 由)	
	時 分 始業	時 分 終業		

(注) 1について 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の日に出生している場合には、「子の生年月日」欄に出生予定日を記入し、「 出産予定日」に印を記入する。

2について ①この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入すること。
②「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。

3について この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。

4について 子を養育するために早出運出勤務又は深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を早出運出勤務終了日又は深夜勤務制限終了日として請求する。

5について この欄の始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出運出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入する。

第9号様式(第42条関係)

年 月 日

青森県病院事業管理者 殿

所属 職氏名 印

育児休業承認請求書

下記のとおり育児休業の承認(育児休業の期間の延長)を請求します。

記

1 請求に係る子	氏名	
	続柄	
	生年月日	年 月 日 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長(再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情)	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 備考		
所属長の意見		

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A縦長とする。除く。に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等。写しでも可)を添付すること。

2 請求に係る子の出生前に請求する場合は、請求期間欄には出生届受理証明書を記入するものとし、備考欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇(第21条第1項第10号に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)においては養子縁組の場合、効力が生じた日について、請求に係る子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

3 請求に係る子については、レ印を省略することができる。

4 備考欄には、レ印を省略することができる。

5 請求に係る子については、レ印を省略することができる。

6 氏名を自署する場合、氏名を省略することができる。

第9号様式の2 (第42条関係)

青森県病院事業管理者 殿 所 属 職氏名 ㊦

育児短時間勤務承認請求書

下記のとおり育児短時間勤務の承認(育児短時間勤務の期間の延長)を請求します。 記

1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日	年 月 日	生 日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 (再度の育児短時間勤務が必要な事情)		
	3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 勤務の形態	週 時間 分勤務	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 (育児休業法第10条第1項 第4号 第5号 の勤務の形態)	
	勤務の日 及び 時間帯	月 (: : ~) 火 (: : ~) 水 (: : ~) 木 (: : ~) 金 (: : ~)	
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで		
6 備 考			
所属長の意見			

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
 - 2 請求(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等、写しでも可)を添付すること。
 - 3 子の出生前に請求する場合は、請求期間には出生後速やかに行うこと。
 - 4 勤務に係る子欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
 - 5 勤務の日及び時間帯に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合には、備考欄に必要な事項を記入すること。
 - 6 備考欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日について、請求に係る子が養育子の場合においては養育子縁組の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
 - 7 該当する口には、✓印を記入すること。
 - 8 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第10号様式(第42条関係)

青森県病院事業管理者 殿 所 属 職氏名 印

育児休業等計画書

再度の育児休業(育児短時間勤務)の承認を請求する予定ですので、職員の育児休業等に関する条例第3条第4号(第11条第5号)の規定により、育児休業等の計画について下記のとおり申し上げます。

記

1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務	
2 請求に係る子	氏 名	生年月日 年 月 日
3 請求者の計画	請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	再 度 の 請 求 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
4 備 考		

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
 - 2 請求期間欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間の子の出生前に育児休業等計画書を提出する場合は、請求に係る子欄の記入は、出生後速やかに行うこと。
 - 3 該当する口には、✓印を記入すること。
 - 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第11号様式(第42条関係)
(表)

承認の印			
------	--	--	--

年 月 日

青森県病院事業管理者 殿

所属
職氏名 印

部分休業承認請求書

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

記

1 請求に係る子	氏名			
	続柄			
	生年月日	年 月 日生		
2 請求期間 及び時間	期	年 月 日から	間	時 分
		年 月 日まで	□毎日	午前 時から
		年 月 日まで	□その他()	午後 時から
		年 月 日から	□毎日	午前 時から
		年 月 日まで	□その他()	午後 時から
3 備考				

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
 - 2 請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか。写しでも可)を添付すること。
 - 3 部分休業の承認の取消しを申請する場合は、裏面に記入すること。
 - 4 該当する□には、し印を記入すること。
 - 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第12号様式(第42条関係)

年 月 日

青森県病院事業管理者 殿

所属
職氏名 印

養育状況変更届

下記のとおり 養育に 関係する子の養育の状況について変更が生じたので、届け出ます。

記

1 届出の事由	□ 育児休業等に係る子を養育しなくなった	□ その他()
	□ 同居しなくなった	□ 負傷・疾病 □ 託児できるようになった
	□ 育児休業等に係る子が死亡した	
	□ 育児休業等に係る子との養子縁組を解消した(養子縁組の取消しを含む)	
	□ 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した	
	□ その他()	
2 届出の事由が発生した日	年 月 日	

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
 - 2 該当する□には、し印を記入すること。
 - 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成二十二年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県病院局職員就業規程第七条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定による請求をしようとする職員は、この規程の施行前においても、改正後の同規程第八条第一項又は第十四条第一項の規定の例により、請求を行うことができる。
- 3 この規程の施行の日前に使用した改正前の青森県病院局職員就業規程第二十一条第一項第十五号の休暇及び別表第五に規定する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇については、改正後の同規程第二十一条第一項第十五号の休暇及び別表第五に規定する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るために予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇として使用されたものとみなす。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭